

80—00 P U D T

審決等取消訴訟

1. 審決等取消訴訟

(1) 概要

審決等取消訴訟とは、行政機関である特許庁が行った審決等の行政処分
の取消を求めて、裁判所に提起し得る行政訴訟をいう。

(2) 管轄

取消決定、審決、審判における補正却下の決定（意 § 17 の 2、商 § 16 の 2）
又は特許（登録）異議申立書、審判・再審・訂正請求書の却下の決定に対する
訴えは、東京高等裁判所の専属管轄であり、東京高等裁判所の特別の支部であ
る知的財産高等裁判所が取り扱う（特 § 178①、実 § 47①、意 § 59①、商 § 63①、
知的財産高等裁判所設置法 § 2）。

(3) 当事者

ア 原告は、取消決定若しくは審決を受けた者、審判において補正却下の決定
を受けた者、特許（登録）異議申立書若しくは審判・再審・訂正請求書の却
下の決定を受けた者、これらの承継人、参加人、又は参加を拒否された者で
ある（特 § 178②、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。

特許（登録）異議申立人の地位はその承継を認められていないので、承継
人が原告となることはない（→22—01 の 9. (5)）。

イ 取消決定又は審決（無効審判、延長登録無効審判及び取消審判並びにこれ
らの審判の確定審決に対する再審に係るものを除く）に対する訴え及び特許
（登録）異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は訂正請求書の却下の決
定に対する訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。

また、無効審判、延長登録無効審判若しくは取消審判又はこれらの審判の
確定審決に対する再審に係る審決に対する訴えにおいては、その審判又は再
審の請求人又は被請求人を被告としなければならない（特 § 179、実 § 47②、

意 § 59②、商 § 63②）。

(4) 出訴期間

出訴は、審決又は決定の謄本の送達があった日から 30 日以内にすることができ、この期間は、不変期間である（特 § 178③、④、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権でその不変期間に附加期間を定めることができる（特 § 178⑤、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）（→25—04 の 4. ）。

(5) 判決

裁判所は、審理の結果、請求の理由があると認めるときは、その審決又は決定を取り消さなければならず（特 § 181①、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）、処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、当事者である行政庁その他の関係行政庁を拘束する（行政事件訴訟法 33 条 1 項）。この取消しの判決が確定したときは、審判官は、更に審理を行い、審決又は決定をしなければならない（特 § 181②、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。なお、平成 24 年 4 月 1 日以降に請求される審決等に対する訴えについて、一群の請求項のうち一部の請求項について審決等の取消しの判決が確定したときは、その審理を再開するにあたり、審判官は、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決等を取り消さなければならない（特 § 181②）。これにより「一群の請求項」を単位として審理を行う。この場合、審理再開通知において、審決等を取り消す部分を記載する。

また、裁判所は、請求の理由がないと認めるときは、請求を棄却する。

2. 当事者間手続

(1) 概要

民事訴訟法によれば、特許法、実用新案法、意匠法、商標法の審決取消請求事件（特許（登録）異議の申立てに係る「取消決定取消請求事件」を含む。）の審理過程において、原告（出願人・権利者）と被告（特許庁）が、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）を介さず直接行う手続とされている。

(2) 手続の概要

ア 準備書面等の直送（民訴規 § 83①）

<直送の対象となる書類>

(ア) 準備書面（答弁書も含む）、書証の写し

民訴規 § 83①により、原則として、「準備書面（答弁書も含む）」を相手方当事者に裁判所を経由することなく、直送しなければならない。

また、民訴規 § 137②により「書証の写し」については、裁判所による送付が原則だが、直送することもできる。

(イ) 受領書

民訴規 § 83②により、書類の直送を受けたときは、相手方当事者及び裁判所に、原則、受領書を送付しなければならない。

<書類の送付方法>

(ア) 送付方法の種類

民訴規 § 47 の規定から、直送その他の書類の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用しての送信によってすると規定している。つまり、準備書面（答弁書も含む）、書証の写しの書類を直送する場合、「郵送」、「窓口での提出」、「ファクシミリ送信」等のいずれかの送付方法で、直接相手方の送付場所に送付する。

(イ) ファクシミリ送信の長所と短所

「ファクシミリ送信」は、迅速性と手軽さという長所があるので「受領書」の送受信には積極的に活用する。

しかし、「準備書面（答弁書も含む）」には、化学式、図面等が含まれる場合があり、また「書証の写し」には特許公報、技術文献等の図面が多く含まれている文献が多いことを考慮すると、これらの書類は、「ファクシミリ送信」には適当ではない。

(ウ) 裁判所からの要請事項

裁判所から、「準備書面」及び「書証の写し」の提出について、ファクシミリ送信を利用せずに、裁判所用の写し（3通）を添えて提出するように要望された。特許庁では、これを受けて、これらの書類の提出のファクシミリ送信を用いることなく、窓口提出することとしている。

(エ) 特許庁からの直送書類の送信

上記の理由より、特許庁から直送する準備書面、書証の写しは、原則、「郵

送」で送付される。ただし、期日が切迫している場合は、「ファクシミリ送信」した後、「郵送」される。

また、特許庁から受領書の送付は、直送書類が「郵送」されたときは、「ファクシミリ送信」が原則であるが、訴状にファクシミリ番号の記載がないとき等は、郵送される。ただし、直送書類が「窓口提出」されたときは、その場で受領書が渡される。

(オ) 原告（出願人）からの直送書類の送信方法

原告・代理人からの書類の直送についても、直送する準備書面、書証の写しを、「郵送」又は「窓口での提出」する。ただし、期日が切迫しているときは、「ファクシミリ送信」した後、なるべく早く、書類を「郵送」又は「窓口提出」する。

また、受領書の送付方法は、原則「ファクシミリ送信」であるが、「郵送」又は窓口提出でも可能である。

なお、本人訴訟の場合の副本等の送付において、次回期日までに余裕があるときは、特許庁から直送せず、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）から送付されるときもある。

イ 当事者照会（民訴 § 163）

民事訴訟法では、当事者が主張、立証に必要な情報を相手方から直接入手することができるようにするため、「当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる」（民訴 § 163 本文）という「当事者照会制度」が規定されている。

(ア) 当事者照会可能時期

「訴訟の係属中」、すなわち、訴状の副本が被告に送達された後から、口頭弁論終結時まで

(イ) 照会可能事項

主張又は立証を準備するために必要な事項である（「訴訟関係を明瞭にするため」の必要な求釈明事項よりは広い）。例えば、公知文献が絶版の場合の文献の存在場所（図書館名等）、製品の設計図、製造工程表、実験データの存否の照会がある。

(ウ) 照会できない事項（民訴 § 163 ただし書一～六）

- a 具体的又は個別的でない照会
- b 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- c 既にした照会と重複する照会
- d 意見を求める照会
- e 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- f 民訴 § 196、197 の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

(エ) 照会書の記載事項

照会書の記載事項は次のとおりであり、照会事項は項目を分けて記載する（民訴規 § 84②）。

- a 当事者及び代理人の氏名
- b 事件の表示
- c 訴訟の係属する裁判所の表示
- d 照会年月日
- e 照会事項及びその必要性
- f 民訴 § 163 の規定により照会をする旨
- g 回答すべき期間
- h 照会をする者の住所、郵便番号及びファクシミリの番号

(オ) 照会あて先

書類の送達場所である特許庁審判部訟務室あてに、郵送又は窓口提出する（被告指定代理人あてではない）。

ただし、期日が切迫しているときは、ファクシミリ送信でもよいが、その後、郵送又は窓口提出する。

3. 上告

(1) 上告

高等裁判所の判決に不服があるときは、最高裁判所に上告することができる。

上告状は東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に提出する（民訴 § 314①）。

(2) 上告期間

上告は、判決書の送達を受けた日から2週間以内にすることができ、この期間は、不変期間である（民訴 § 313→ § 285）。

(3) 上告理由

上告理由は、憲法解釈の誤り及び憲法違反（民訴 § 312①）を始め、民訴 § 312 ②各号に列挙された事由に限定される。

もっとも、最高裁判所の判例に相反する事件等「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」について、決定により上告審として事件を受理できる（上告受理申立制度、民訴 § 318）。

また、決定・命令について、法令解釈の統一を図る観点から、高裁の決定・命令に対して、当該高裁の許可により最高裁に抗告ができる許可抗告制度がある（民訴 § 337）。

(4) 判決

判決には、上告棄却、破棄差戻し又は破棄自判がある。

（改訂 H27. 2）

80—01 P U D T

訴え提起に伴う事務

1. 訴状

審決などに対する取消しの訴え（特 § 178①、実 § 47①、意 § 59①、商 § 63①）が提起されたときは、知的財産高等裁判所書記官（第1部～第4部）から、特許庁長官を被告としない訴訟（当事者系事件）については、訴え提起の通知書（以下「通知書」という）等が送付され（特 § 180①②、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）、特許庁長官を被告とする訴訟（査定系事件）については、通知書が送付され、その後、訴状、及び期日の呼出状が送達される（行政事件訴訟法 § 7、民訴 § 138①、§ 94）。

2. 書類の調査

訟務室は、上記書類を受け取ったときは、その訴訟事件に係る審判事件の記録（査定系の場合は出願書類を含む。）と照合し、次の点を調査する。

- (1) 当事者の記載
- (2) 事件の表示
- (3) 訴え提起の期間

3. 照合の結果

上記書類の記載事項に不一致があるとき、又は上記期間経過のとき、訟務室の各部別担当指定代理人は訴え却下の答弁書を作成し裁判所へ提出する。ただし、当事者系事件のときは裁判所に通知する。

4. 帳簿などへの記入、出訴事件記録作成など

訟務室は、上記書類に基づき、「出訴事件簿」「出訴事件期日簿」に所要事項を記入し、出訴事件記録などを作成する。

5. 代理人の指定等

指定代理人とは、特許庁長官により審決などに対する取消しの訴訟を行うものとして指定された職員をいう。

(参考)

国の利害に関係ある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 §5①

行政庁は、所部の職員でその指定するものに行政庁を当事者又は参加人とする訴訟を行わせることができる。

指定代理人は、審決などに対する取消しの訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する（同法 §8）。審決などに対する取消しの訴訟が提起されたときは、訟務室は被告特許庁長官の代理人指定の手続きをとり、代理人指定書を知的財産高等裁判所へ送付する。

指定代理人は、部門の審判長・審判官及び訟務室所属の審判長・審判官が当たり、前者を主任指定代理人とする。ただし、取消理由が一般的法律解釈・適用に関するもの、一般的審査基準及び慣行違反ないし変更を求める事件（共通的事件）に係るときは、後者を主任指定代理人とする。

(改訂 H27.2)